

# 日本鉄筋継手協会会員資格細目規定

平成 20 年 9 月 25 日 制定

平成 22 年 11 月 25 日 改正

平成 23 年 3 月 30 日 改正

## (目 的)

第 1 条 本規定は、公益社団法人日本鉄筋継手協会規則（以下、「規則」という）第 2 章 会員に定めるものの他、規則の施行に必要な詳細事項を定めたものである。

## (会員種別)

第 2 条 正会員の種別は、原則として入会を希望する法人又は会員種別の変更を希望する会員の申請による。ただし、協会は、会員の事業形態によっては、その会員種別を指示又は変更することができる。

## (所属技量資格者)

第 3 条 会員に所属する技量資格者は、直備者及び専属下請者とし、Ⅰ類、Ⅱ類、Ⅲ類及びⅣ類に入会を希望する法人又は会員種別の変更を希望する会員は、所属する技量資格者一覧を次の区分により提出する。

- (1) 直 備 者：会員が社員として雇用する技量資格者。社員とは雇用保険に加入していることを条件とする。
- (2) 専属下請者：会員と個人が契約し、契約した個人が他の法人と雇用及び下請契約をしていない技量資格者

## (必要書類)

第 4 条 入会に際し、次の書類を会員資格審査委員会宛に提出する。

- (1) 正会員Ⅰ類、Ⅱ類、Ⅲ類及びⅣ類：入会申込書、誓約書、会社の定款又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、技量資格者一覧、雇用保険被保険者証の写し、専属下請け契約書の写し
- (2) 正会員Ⅴ類及びⅥ類：入会申込書、誓約書、会社の定款又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- (3) 賛助会員：入会申込書、誓約書
- (4) 特別会員：入会申込書、誓約書、特別会員 1 名の推薦書

## (事業会費)

第 5 条 事業会費は、会員種別ごとに生業とする資格に対して算定し、次のとおりとする。

- (1) 正会員Ⅰ類、Ⅱ類及びⅢ類：  
会員に所属する手動ガス圧接技量資格者、鉄筋溶接技量資格者の員数を対象として算定する。なお、1 技量資格者が重複して資格を保有する場合は 1 資格者数とする。  
事業会費は、1 名につき 5,000 円とする。
- (2) 正会員Ⅳ類：  
会員に所属する鉄筋継手部検査技術者、熱間押抜検査技術者の員数を対象

として算定する。なお、1資格者が重複して資格を保有する場合は1資格者数とする。

事業会費は、当面の間1名につき1,000円とし、平成23年度に見直しを行う。

(3) 正会員V類及びVI類：

鉄筋継手の施工を生業としないため、所属する資格者の算定は行わない。ただし、事業の一部が生業とする場合には、第2条に基づいて会員種別を変更し、上記(1)(2)に準じて算定する。

(遵守事項)

第6条 会員は、第4条に定める「誓約書」の他、次の規定を遵守するとともに、会員に所属する技量資格者に周知し、遵守の徹底を行う。

- (1) 公益社団法人日本鉄筋継手協会 会員倫理規定
- (2) 公益社団法人日本鉄筋継手協会 資格者倫理規定

(規定の改正又は廃止)

第7条 本規定の改正又は廃止は、会員資格審査委員会の審議の上、理事会の議決による。

附 則

1. 本規定は、平成23年3月30日に改正し、同日より施行する。

<以下、空白>